

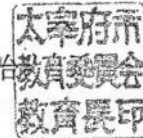


25太教学第2134号
平成25年12月10日

太宰府市長 井上 保廣 様

太宰府市教育委員会

教育長 木村 甚 治



障がい児の就学に関する請願の経過及び結果の報告について

このことについて、平成25年6月19日付 25太議第53号にて請求がありました障がい児の就学に関する請願の経過及び結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 保護者が毎日見守りに行く必要のないよう支援員の体制整備

現在、特別支援教育支援員を各学校に配置し、各学校の実情に応じてシフトを組み、中休み・昼休みを含めて、日常生活における自立支援を行っているところです。

しかし、重度の障がいがある児童生徒については、その障がいの状況にもよりますが、入学後、教員等がその児童を把握できるまでの一定期間、あるいは学校行事、昼休み等で人的配置が整わない場合は、保護者の協力をお願いする場合があります。

その場合、保護者も仕事など家庭の事情もございませうので、協力できる限りでお願いしているところです。

ご要望にありますとおり、保護者が毎日学校にいたることが常態化することは、児童生徒にとって、教育上好ましいとは言えず、そのようなことがないよう努めてまいります。

今後とも、学校と保護者が協力しながら、児童生徒の育成に努めてまいりたいと思ひます。

2 支援員の方への採用時及び定期的な研修の実施

特別支援教育支援員への研修は、8月5日に臨床心理士を講師として招き、日常的に児童生徒への関わり方で困っていることなどを中心に研修会を実施しました。

しかし、障がいのある児童生徒への対応の仕方は、障がいの種類や程度、また、その個性によっても違ふなど難しい面があるため、今後とも、研修の在り方について検討し、特別支援教育支援員の質の向上を図ってまいります。

3 就学前の発達検査についての改善

就学指導委員会は、専門的な検査等により児童生徒の心身状況を判断し、保護者へ情報を提供するとともに、十分にその意向を聞いて、適切な就学について、協議すること

を目的としています。

現在、心身状況の判断にあたっては、専門的な検査を基に行っておりますが、請願にあります専門病院（誠愛リハビリテーション病院、こぐま学園等）の検査結果等につきましても、資料の一つとしています。

しかし、書類審査だけにならないように療育相談室の相談員等により、児童生徒を直に観察・検査を行い、委員会の中で報告できるよう、保護者へご協力をお願いしています。

また、検査結果の数値だけでなく、保育園や幼稚園での日常生活の様子も判断材料の一つとしております。

今後とも、保護者に対して、できる限り正確な情報を提供し、可能な限りその意向を尊重した就学指導を行ってまいります。

また、療育相談室の発達検査で、初めて来室される場合は、子どもにとって初めての場所であるとともに、検査者も初顔合わせになります。このため、検査者は検査に入る前に親和性を高めようとしています。

しかし、部屋の環境そのものを、落ち着いて検査を受けることができる環境にすることについては、非常に厳しいものがあります。

検査は、慣れない所でどのように能力を発揮できるか、という側面があることをご理解いただきたいと思います。

今後とも、検査室のみならず、専用の部屋の設置に向け努力していきたいと思います。

4 障がい児・者福祉の総合的な相談窓口の設置

総合的に相談できるコーディネーター的な役割をもった相談窓口ということですが、現在、障がい児・者に関する問題は、児童福祉、障がい福祉、学校教育等に関する法律として、複雑・多岐に亘っており、これに基づく支援をコーディネートできる人材の確保、育成は非常に難しく、総合的な窓口の設置は困難と考えられます。

今後は、関係各課の連携をなお一層深めるよう努めてまいります。